

# 岐阜県公報

## 目次

### 条 例

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

( 税 務 課 )

ページ  
二二

号外 (一) 平成二十八年 三月三十一日

### 本号で公布された条例のあらまし

一 岐阜県税条例等の一部を改正する条例 ( 条例第四〇号 )  
事業税

外形標準課税の対象となる普通法人の事業税の税率について、次のとおり変更することとした。(第四二条及び附則第六条の二の二関係)

付加価値割	資本割	所得	割
一〇〇分の二・二 ( 現行 一〇〇分の〇・七二 )	一〇〇分の〇・五 ( 現行 一〇〇分の〇・三三 )	所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の〇・三 ( 現行 一〇〇分の一・六 )
		所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の〇・五 ( 現行 一〇〇分の二・三 )
		所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の〇・七 ( 現行 一〇〇分の三・一 )

### 二 不動産取得税

- 1 宅地建物取引業者等が新築住宅を取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年(本則六月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成三〇年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)
- 2 新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後に住宅を新築するまでの経過年数の要件を緩和する特例措置の適用期限を平成三〇年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)
- 3 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産について、当該

取得が平成三〇年三月三十一日までに行われた場合に限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第七条関係)

4 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の適用期限の延長等を行うこととした。(附則第七条関係)

三 自動車取得税

1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置について、その対象に車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックであつて一定のものを加えることとした。(附則第二条の二の二関係)

2 自動車持出困難区域内の自動車について永久抹消登録がなされる前に、代替自動車取得された場合においては自動車取得税に係る納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合には当該徴収金を還付する措置について、その適用期限を平成二九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第三三条関係)

四 自動車税

自動車持出困難区域内の自動車について、永久抹消登録がなされる前に、平成二八年四月一日から平成二九年三月三十一日までの期間に代替自動車取得された場合においては平成二八年度分の自動車税に係る納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合には当該徴収金を還付する措置を講ずることとした。(附則第二五条関係)

五 その他所要の規定の整理を行うこととした。

六 この条例は、一部を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十号

岐阜県条例等の一部を改正する条例

(岐阜県条例の一部改正)

第一条 岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の三・六」に改める。

附則第六条の二の二第二項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三三」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の二・三三」とあるのは「百分の〇・五」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に改め、「第四十二条第一項第二号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第四十二条第一項第二号」と、を削る。

附則第六条の三第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第五十五条第一項第一号」を「同号」に、「においては」を「には」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

附則第七条第二項中「においては」を「における」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「附則第七条第十三項」を「附則第七條第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第七條第十四項」を「附則第七條第十三項」に、「附則第七條第十五項」を「附則第七條第十四項」に、「附則第七條第十六項」を「附則第七條第十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第七條第十七項」を「附則第七條第十六項」に、「附則第七條第十八項」を「附則第七條第十七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条

第十四項中「附則第七条第十九項」を「附則第七条第十八項」に改め、同項第一号中「附則第七条第二十項」を「附則第七条第十九項」に、「附則第三条の二の十七第一項」を「附則第三条の二の十六第一項」に、「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十項」に改め、同項第二号及び第四号中「附則第七条第二十項」を「附則第七条第十九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の一項を加える。

14 中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項第四号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十二項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則附則第三条の二の十七第二項に規定するもの用に供する不動産で施行令附則第七条第二十一項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第十二条の二の第二項第二号中「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第九項」に改め、同号二を同号水とし、同号八中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第八項」に改め、同号八(1)中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十七項」に改め、同号八を同号二とし、同号口の次に次のように加える。

八 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第七項に規定するもの

- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の第三項第一号イ中「附則第四条の五第九項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号口中「附則第四条の五第十項」を「附則第四条の五第十一項」に改め、同号八中「附則第四条の五第十一項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号二中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、

同号口中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十五項」に改め、同号二中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同号二を同号水とし、同号八中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十七項」に改め、同号八を同号二とし、同号口の次に次のように加える。

八 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十六項に規定するもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の第四項第一号イ中「附則第四条の五第十七項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同号口中「附則第四条の五第十八項」を「附則第四条の五第二十項」に改め、同号八中「附則第四条の五第十九項」を「附則第四条の五第二十一項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第二十項」を「附則第四条の五第二十二項」に改め、同号口中「附則第四条の五第二十一項」を「附則第四条の五第二十三項」に改め、同号二中「附則第四条の五第二十三項」を「附則第四条の五第二十六項」に改め、同号二を同号水とし、同号八中「附則第四条の五第二十二項」を「附則第四条の五第二十五項」に改め、同号八を同号二とし、同号口の次に次のように加える。

八 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二十四項に規定するもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十二条の二の第五項中「附則第四条の五第二十四項」を「附則第四条の五第二十七項」に改める。

附則第十二条の二の第四項第七号中「附則第十二条の二の第二項第五号八」を「附則第十二条の二の第二項第五号二」に改め、同条第二項第三号中「附則第十二条の二の第二項第二号八又は二」を「附則第十二条の二の第二項第二号二又は水」に改め、同条第三項第三号中「附則第十二条の二の第三項第二号八又は二」を「附則第十二条の二の第三項第二号二又は水」に改め、同条第四項第三号中「附則第十二条の二の第四項第二号二又は二」を「附則第十二条の二の第四項第二号二又は水」に改め、

ホ」に改める。

附則第十三条第一項中「次項において同じ」を削り、「次項及び第四項第三号」を「第三項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の」を「前項の」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項第二号中「平成二十一年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第五号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に、「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第二項」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第五条の二第三項に規定するものをいう。」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の二第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第六項」に改め、同項第五号中「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第七項」に改め、同項の表第七十三条第一項第五号口の項中「附則

第十三条第六項」を「附則第十三条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第八項」に、「第四項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第七十三条第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
	二万九千五百円	一万五千元
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千元	二万二千五百円
	五万千円	二万五千五百円
五万八千円	二万九千円	
六万六千五百円	三万三千五百円	
七万六千五百円	三万八千五百円	
八万八千円	四万四千元	
十一万千円	五万五千五百円	
六千五百円	三千五百円	
九千円	四千五百円	
一万二千元	六千円	



第七十三条第一項第五号ハ	九千円	より読み替えて適用される額
	一万千五百円	六千円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万三千円	一万六千五百円
	四万千円	二万五五百円
	四万五千円	二万五千五百円
	六千円	三千円
第七十三条第一項第五号ホ	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千六百円	一万四千元
	三万六千六百円	一万六千円
	三万六千円	一万八千円
	四万八千円	二万五五百円
	四万六千四百円	二万三千五百円
	五万三千二百円	二万七千円
	六万千二百円	三万千円
	七万四百円	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円
第七十三条第一項第一号イからハまで	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
第六千三百円	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円

  

六千三百円	三千二百円
八千円	四千円

附則第十三条第七項を同条第四項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「第四項及び第五項（これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第六項及び第七項」を「前二項」に、「第三項の」を「第二項の」に改め、同項を同条第五項とする。  
 附則第二十三条第一項中「にあつては」を「には」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。  
 附則第二十五条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。  
 二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間 平成二十八年度分  
 （岐阜県税条例の一部を改正する条例の一部改正）  
 第二条 岐阜県税条例の一部を改正する条例（平成七年岐阜県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。  
 附則第四項中「同項」を「同条第一項」に、「本条」を「この条」に改める。  
 附則第五項中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項」を「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項」に改める。  
 附則第六項中「本条」を「この条」に改める。  
 （岐阜県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）  
 第三条 岐阜県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年岐阜県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。  
 第一条中第四十二条の改正規定及び附則第六条の二の二第二項の改正規定を削る。  
 附 則  
 （施行期日）  
 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。  
 （事業税に関する経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。  
（不動産取得税に関する経過措置）
- 3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
（自動車取得税に関する経過措置）
- 4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。  
（自動車税に関する経過措置）
- 5 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の岐阜県税条例附則第二十五条第一項の規定により納税義務を免除される平成二十六年分及び平成二十七年分の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

平成二十八年三月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社